破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８３号
島根県出雲市小山町178番地コーポ小山３―103
債務者　高根　博道
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３０６号
函館市中道１丁目３番15号
債務者　三浦　惠子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３１０号
函館市美原１丁目35番11号
債務者　泉　　町子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県大垣市和合本町１丁目890番地　メゾンエクセル205号室
債務者　新田美矢子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
京都府福知山市土師宮町２丁目44番地　天神コーポ５号
債務者　塩見　義満
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
広島県三次市十日市西２丁目５番２号　松井アパート６号室、前住所広島県三次市君田町東入君331番地１
債務者　松本　改司
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第４１号
広島県三次市十日市西２丁目５番２号　松井アパート６号室、前住所広島県三次市君田町東入君331番地１
債務者　松本　英子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第６号
千葉県木更津市富士見１丁目13番13号
債務者　稲葉　郁子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１００号
千葉県木更津市久津間1992番地１
債務者　小川　春美
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１１８号
千葉県木更津市真里652番地　たんぽぽハウスＡ棟
債務者　上里　敬之
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２８７号
愛知県岡崎市西大友町字諏訪11番地１　ＣＡＰＥＨＩＬＬＳ203
債務者　達脇　秀行
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
埼玉県吉川市大字保448番地　河口コーポ３―202
債務者　根岸あずさ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
埼玉県三郷市栄１丁目269番地１　サンハイツ201号
債務者　相馬　眞一
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
埼玉県春日部市南４丁目11番18号
債務者　渡部　武俊
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目212番地の２
債務者　小島　幸枝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３８号
埼玉県川越市今成３丁目３番地３　グランバニア102号室
債務者　菅原　　綾（旧姓小谷野）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７１５号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目102番地
債務者　加藤　尚志
法定代理人成年後見人　弁護士　岩城　正光
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部